

災害又は電気通信回線の故障等により NACCSへの報告が困難な場合の対応について

災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSを通じて電子的に積荷情報を報告することが困難な場合は、報告方法(接続形態)やその原因に応じて、次に掲げる手順に従って対応してください。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害又は火薬類の爆発その他の人為による異常な災害(武力紛争等)により、積荷情報の報告をすることが困難であると税関が認めた場合には、積荷情報の報告が免除されますが、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告を行うことが困難であると税関が認めた場合には、税関からの指示に従い、後記参考2の税関様式「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」を使用して、電子メール等による報告が必要となりますので、あらかじめご準備願います。

【 様式blankフォーム：http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/annex20.pdf 】

○ 電気通信回線等の故障の場合

- ・ サービスプロバイダー経由の接続により報告をしている方 ⇒ **2ページ**参照
- ・ 自社システムとのゲートウェイ接続により報告をしている方 ⇒ **3ページ**参照
- ・ NACCSパッケージソフトを使用して報告をしている方 ⇒ **4ページ**参照

○ 自然現象又は人為による異常な災害の場合

- ・ 災害により積荷情報の報告が困難な場合 ⇒ **5ページ**参照

災害又は電気通信回線の故障等により NACCSへの報告が困難な場合の対応について

1. 電気通信回線等の故障の場合

(1) サービスプロバイダー経由の接続により報告をしている方

具体的な対応手順

- ① 利用しているサービスプロバイダーへお問い合わせください。
- ① サービスプロバイダーのシステムに障害が発生していることを確認した場合には、当該サービスプロバイダーからの指示にしたがって適切に対応してください。また、他のサービスプロバイダーを利用できる場合には、障害が発生していない他のサービスプロバイダーを利用して、報告期限までに積荷情報の報告を実施してください。
- ② 上記①によりサービスプロバイダーのシステムに障害が発生していないことを確認した場合には、ご使用の端末及び回線に障害が発生しているか否かを確認してください。確認の結果、ご使用の端末及び回線に障害が発生していることが判明し、報告期限までの復旧が見込めない場合には、後記参考1の税関へのお問い合わせ先に連絡してください。その後、税関からの指示にしたがい、後記参考2の税関様式を使用して、報告期限までに積荷情報の報告を実施してください。

災害又は電気通信回線の故障等により NACCSへの報告が困難な場合の対応について

(2) 自社システムとのゲートウェイ接続により報告をしている方

具体的な対応手順

- ① NACCSセンターのホームページ「出港前報告掲示板」にて公表されているNACCSの運転状況により、NACCSに障害が発生しているか否かをご確認ください。
【出港前報告掲示板：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/afri/index.html>】
- ①' NACCSに障害が発生している場合には、「出港前報告掲示板」で公表されている具体的な対応に関する税関からの指示内容にしたがって、適切に対応してください。なお、具体的な対応内容が不明の場合には、後記参考1の税関へのお問い合わせ先に連絡してください。
- ② 上記①により、NACCSに障害が発生していないことを確認した場合には、自社システムに障害が発生しているか否かを確認してください。なお、NACCSの障害か自社システムの障害か不明の場合には、あらかじめNACCSセンターに登録している担当者を通じて、NACCSセンターへお問い合わせください。
- ②' 自社システムに障害が発生していることを確認し、報告期限までの復旧が見込めない場合は、後記参考1の税関へのお問い合わせ先に連絡してください。その後、税関からの指示にしたがい、後記参考2の税関様式を使用して、報告期限までに積荷情報の報告を実施してください。

災害又は電気通信回線の故障等により NACCSへの報告が困難な場合の対応について

(3) NACCSパッケージソフトを使用して報告をしている方

具体的な対応手順

- ① NACCSセンターのホームページ「出港前報告掲示板」にて公表されているNACCSの運転状況により、NACCSに障害が発生しているか否かをご確認ください。
【出港前報告掲示板: <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/afrij/index.html>】
- ①' NACCSに障害が発生している場合には、「出港前報告掲示板」で公表されている具体的な対応に関する税関からの指示内容にしたがって、適切に対応してください。なお、具体的な対応内容が不明の場合には、後記参考1の税関へのお問い合わせ先に連絡してください。
- ② 上記①により、NACCSに障害が発生していないことを確認した場合には、ご使用の端末及び回線に障害が発生しているか否かを確認してください。
なお、NACCSの障害かご使用の端末及び回線の障害か不明の場合には、あらかじめNACCSセンターに登録している担当者を通じて、NACCSセンターへお問い合わせください。
- ②' ご使用の端末及び回線に障害が発生していることを確認し、報告期限までの復旧が見込めない場合は、後記参考1の税関へのお問い合わせ先に連絡してください。その後、税関からの指示にしたがい、後記参考2の税関様式を使用して、報告期限までに積荷情報の報告を実施してください。

災害又は電気通信回線の故障等により NACCSへの報告が困難な場合の対応について

2. 自然現象又は人為による異常な災害の場合

暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害又は火薬類の爆発その他の人為による異常な災害(武力紛争等)により、積荷情報の報告をすることが困難な場合は、後記参考1の税関へのお問い合わせ先に連絡してください。

(参考1) 電気通信回線の故障等で電子的な報告が出来ない場合の問い合わせ先

税関への連絡にあたりましては、「報告者の名称及びNACCS利用者ID(申請者ID)」、「担当者名及び連絡先」、「報告が困難となっている理由(障害発生箇所、災害の内容及び発生地)」及び(自社システムの障害の場合には)「復旧の見通し」などをご説明ください。その他、報告に関する内容(報告期限、件数等)及び外国貿易船の予定に関する内容(出港地、入港地、入港予定日等)などについても必要に応じご説明ください。

● 電気通信回線の故障等で電子的な報告ができない場合の税関へのお問い合わせ先 050-5865-2376

- ※ 自動音声案内にて、「電気通信機器の故障等によりNACCSへ積荷情報の報告が困難な場合のお問い合わせ」を選択していただくことにより、専用窓口へご案内いたします。
- ※ 日本語又は英語で対応いたします。
- ※ この番号は電気通信回線の故障等で電子的な報告ができない場合のお問い合わせ先ですので、これ以外のお問い合わせにつきましては、税関ホームページでご案内する各種連絡先へお問い合わせください。
【税関HP「出港前報告制度について」ページ：http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/index.htm】

(参考2)税関様式「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」

税関様式C第2032号
Customs Form C No.2032

海上コンテナ貨物に係る積荷情報 MARITIME CONTAINER CARGOES INFORMATION

平成 年 月 日

Date:

1. 報告者氏名又は名称 Name of Reporter		2. 報告者住所及び電話番号 Address and Telephone Number of Reporter			3. 申請者ID Reporter ID		4. 報告者メールアドレス e-Mail Address of Reporter		
5. 船舶の名称又は信号符号 Name or Call sign of ship		6. 船舶の国籍 Nationality of ship	7. 航海番号 Voyage number	8. 船積港 Port of loading	9. 船積港出港(予定)日時 (Estimated) date-time of departure at port of loading	10. 船卸港 Port of discharge	11. 船卸港入港予定日時 Estimated date-time of arrival at unloading port		12. 船会社コード Carrier code
13. 荷送人名称、住所、国名及び電話番号 Consignor Name, Address, Country, Telephone Number	14. 荷受人名称、住所、国名及び電話番号 Consignee Name, Address, Country, Telephone Number	15. 着荷通知先名称、住所、国名及び電話番号 Notify Party Name, Address, Country, Telephone Number	16. 荷渡地 Place of delivery	17. 品名 Description of Goods	18. 代表品目番号 Harmonized System Code (6-digit)	19. 包装の数 Number of Packages	20. 総重量 Total Gross Weight	21. 容積 Volume	22. 記号・番号 Mark and Number of Cargo
23. 船荷証券番号 Bill of lading No.	(混載親B/L番号) (Master B/L No.)	24. コンテナ番号 Container No.	25. シール番号 Seal No.	26. コンテナサイズコード Container Size Code	27. コンテナタイプコード Container Type Code	28. コンテナ所有形態コード Container Ownership Code	29. IMDGコード・国連番号 IMDG Class Number and United Nations Dangerous Goods Identifier	30. 仕出地 Place of Shipment	31. 税関記入欄 Official Use
1									
2									
3									